２　小松市立荒屋小学校　いじめ防止基本方針（令和８年４月改訂）

１　いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

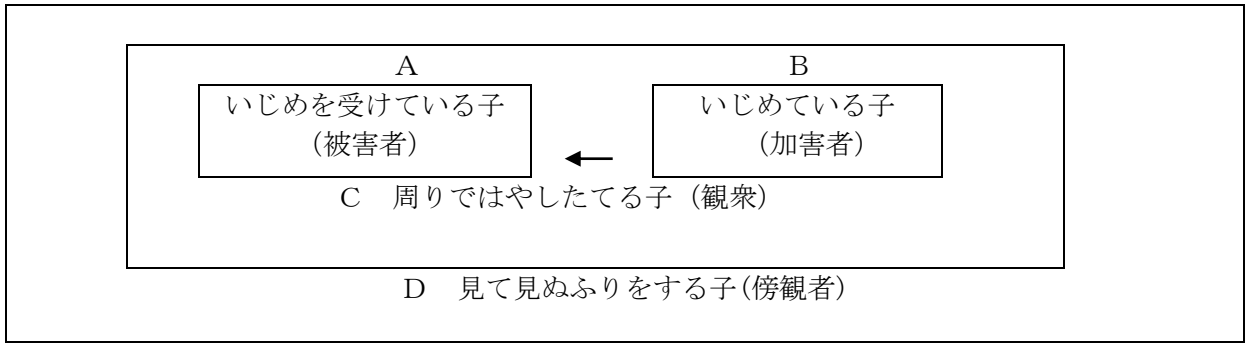
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際，いじめには，多様な態様があることに鑑み，法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

３　いじめの態様

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- 仲間はずれ，集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- つくえやいすを離す
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　等

４　いじめの構造



CやDにいる子が、いじめを助長していることを分からせる。

５　いじめ問題対策チームの構成員と対策チームの役割

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ問題対策チームを設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認などを行う。必要に応じていじめ問題対策委員会を開催する。構成員は事案の内容によって校長が決定する。

〈校内構成員〉校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、その他関係職員

〈校外構成員〉教育委員会指導主事、小松市生徒指導アドバイザー（SSW)、児童相談所
その他関係機関の助言者等

６　いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さないという確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるような啓発を行う。

７　いじめ未然防止の取り組み

いじめを防止するには，全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に未然防止の取組を行う事が最も有効な対策である。そのためには，児童一人一人の自己有用感を高め，互いに認め合える風土を醸成していくことが大切であるため，以下の事項に重点的に取り組むとともに，生徒指導の 4 つの視点の振り返りを毎月実施し，4 つの視点を全教職員に根付くようにしたい。

（ア）4 つの視点を生かした授業づくり
- 児童が自分を肯定的に捉える自己肯定感や自分が認められたという自己有用感を育む工夫
- 児童たちが互いに認め合い，支え合える学習集団づくりを推進する手立ての計画・実施
- 児童たちが自ら考え，選択し，決定する機会の設定
- 月一度，教職員振り返り→授業改善。
- 児童たちが互いの個性や多様性を認め合う中で学べる風土の醸成
- 研究主任と連携し、計画的に教職員が共通意識をもった学級経営。

（イ）学習規律の実行
- 話し方・聴き方　　・正しい姿勢
- 始業，終業時のあいさつ　・学習用具の統一，基準の明確化

（ウ）学級集団作り
- 話し合い活動の充実
- 温かい人間関係づくり（学期ごとに学級経営案を考え，状況に応じて見直しながら実施）
- 集団としての目標設定と振り返り

（エ）道徳教育の充実
- 一人一人のよさや違いを認めあえる学習
- 児童会活動，生活目標を通して思いやりのある子の育成

（オ）情報モラル教育に関する授業の実施
- ケータイ，スマホ，パソコン，タブレット等の機器の適切な使い方の指導
- インターネットの適切な利用に関する指導
- 情報の発信や受信に関するマナーや留意点の指導
- 生徒指導だよりや学校ホームページでの保護者への啓発
- 「家族で話そう！メディア利用のルール」をテーマに，学校保健委員会と同日に非行被害防止講座を開催し，家庭でのメディア使用のルール作り

③人権教育の取組
・人間教育の精神に基づき，互いのよさや人格を尊重しあう望ましい人間関係の育成
・身近に存在する差別や偏見の解消に対する強い意志と実践力を持つ児童の育成
・１２月に人権週間を実施。

２　児童会、生徒会の自主的活動

生徒指導の４つの視点を生かした学校づくりを通して，生きる力「自己指導能力」の育成を目指した。

（１）自治的な活動

「前期児童会目標」

あらやっこ：あ…あかるく・ら…自分らしく・や…やるき・っ…いっぱい・こ…こうどう」

「後期児童会目標」：自分がいいと思ったことを進んで行い、楽しい学校にしよう！」

①委員会活動
・学校生活がより楽しく，より充実したもの，そして，より児童が主役となるよう学校内の仕事を分担
・校内の課題に自治的な取組
（荒屋フェスティバル，鉄棒発表会，図書ビンゴ，運動会スローガン等）
・月１回委員会活動の時間を設け，活動内容を精査し実施
②生活目標についての取組
・毎月の集会で各委員会から生活目標について共通理解
・各学級で学級会を開き，生活目標について取り組み方を話し合い
・月末に再度学級会を開き，反省や振り返りの話し合い
③あらやっこタイム（昼休みの名称）の活用

（２）異学年交流の推進
①　たてわりそうじ（通年）
・高学年からそうじの仕方や態度を学ぶためのもくもく掃除の実行
・掃除の振り返りの中で，他学年の良さを見つけ，認め合える良い機会として実施
・7月の生活目標「進んで仕事に取り組もう」では，もくもく掃除の意味を考えたり，そうじの反省の仕方を見直したり，「５つの心」をそうじ前に意識してそうじに取り組み，そのめあてにそった振り返り
②　荒屋フェスティバル
・計画委員会を中心に６月の代表議会と集会で全校児童に伝達。
・催し物は，各員会と４年生で協力し，各ブースを全校で楽めるように計画・運営
・下級生が高学年に対して「楽しかった」「ありがとう」等の感謝の言葉をメッセージとして表現
③　運動会　　※今年度は「あらやスポーツディ)」と称する。
・「完全燃焼・限界突破　全力で最後まで笑顔を輝かせろ！！」をスローガンに全校一丸となって当日まで活動
・スローガンをもとに学年目標，一人一人のめあてを持たせ実施
・実行委員…仲間と共によりよい社会を切り拓く資質・能力の確実な育成
・スローガンや学年目標，一人一人のめあてにそってふり返ることであらやスポーツフェスティバルでの学びを日常生活に活用

８　いじめの早期発見の取り組み

いじめの早期発見の基本は、児童の様子の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員が意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。

（１）朝の会、帰りの会や授業中などの観察

（２）いじめアンケートの実施
・年２回実施（６月、１１月、１月）
（３）個人面談の実施
・ともだちアンケート後、全児童に面談の実施（６月、１１月、１月）
・期間をおいて、状況の確認

★早期発見のチェックポイント
～一つでも該当することがあれば、いじめの有無を確認する～

□　遅刻・欠席が増える。登校を渋る。朝、体調不良を訴える。
□　表情がさえず、うつむきがちになる。
□　頭痛や腹痛を訴える。
□　忘れ物が多くなる。提出物が遅れがちになる。
□　机の周りの物が散乱している。
□　周りと席を離される。
□　周囲がざわついている。
□　授業中、正しい答えを冷やかされる、発言に対し反発や嘲笑が起こる。
□　グループ分けで孤立しがちになる。
□　日記、作文、絵画などに気に掛かる表現や描写が表れる。
□　用事もないのに保健室や職員室などに、よく行くようになる。
□　ひどいアダ名で呼ばれる。
□　休み時間に一人でいることが多くなる。
□　遊びの中で、いつも同じ役をしている。
□　集中してボールを当てられたり、オニにさせられたりする。
□　“プロレスごっこ”や“たたかいごっこ”で負けることが多い。
□　給食の時、食べ物にいたずらをされる。
□　その子が給食の配膳をすると嫌がられる。
□　衣服や持ち物を隠される。あるいは壊されたり、汚されたりする。
□　その子に関わる落書きが見つかる。
□　そうじの時、その子の机や椅子が放置される。
□　飼育動物や昆虫に対し残虐な行為をする。
□　急いで一人で帰宅する。

９　発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがある行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ問題対策チーム」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童への指導、保護者への対応など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合には、小松市教育委員会と連携を図り、小松警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、ただちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

（１）いじめ問題対処の流れ・・・「**１５　いじめ事案が発生した場合の対応の流れ**」参照
（２）いじめ対応の留意点
① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ問題対策チームを招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

④　いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。
⑤　校長は、必要があると認めるときには、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
⑥　校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要と認めるときには、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
⑦　いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

１０　発見したいじめへの早期対応

（１）いじめられている子には

①まず、本人の訴えを共感的に傾聴し、つらさや悔しさを十分に受け止める。
②教師は絶対的な味方であるという姿勢を明確にし、安心させる。
③決して一人で悩まず、必ず親、教師等誰かに相談するよう指導する。
④子どもの長所を認め励まし、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気と自信を持たせる。
⑤力になれる子は周りに必ずいる。その子にとってよい交友関係が作れるように支援する。

（２）いじめている子には

①まず、いじめられた子の心理的・肉体的な苦痛を十分に理解させ、いじめは絶対許されないことを分からせる。
②当事者だけでなく周りの子ども達からも詳しく事情を聞き、いじめの事実、背景、理由等をできるだけ正確に把握する。
③いじめの認識を持たない子に対しては、どんなことがいじめなのか、よく理解させる。
④いじめている子も、つらい思いをかかえている場合がある。その子の不安や不満なども受け止め、よりよい人間関係や生活体験が持てるように、継続的な指導をする。
⑤いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

（３）いじめられている子の保護者には

①どんな些細な相談でも真剣に受け止め、誠意のある対応をする。
②家庭訪問や、来校を求めるなどして話し合いの機会を早急に持ち、学校はいじめられている子を守り通すという姿勢を示す。
③学校が把握したいじめの事実、経緯等を正確に伝える。
④保護者もまた被害者であり、精神的苦痛を受けている。痛みを共感する立場で信頼関係を構築する。
⑤学校での指導や取り組みについて、具体的に伝え、理解を得て問題解決にあたる。

（４）いじめている子の保護者には

①いじめの事実（実態・背景・指導等）を正確に伝える。
②自責の念や今後の不安等、加害者の親として抱く心情を理解することに努める。
③教師が仲介役となり、問題解決のため、いじめられた子の保護者と理解し合えるよう協力を要請する。
④子どもの変容や成長のため、子どもとの関わり方や家庭教育の見直しについて、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

（５）学級には

①まず、学級開きの際に、「いじめを絶対に許さない」という毅然とした態度を示す。

②当事者の了解や配慮の上で、具体的事実について話し合い、いじめは絶対に許されない、ということを明確にする。

③「いじめ」「いじめられ」という関係だけを問題とするのではなく、傍観したり無関心であったりすることも、「いじめ」を助長していることに気づかせる。

④教室はどの子にとっても居心地の良い場所でなければならない。そのような学級づくりをめざして意図的・継続的に子どもたちに働きかけていく。

１１　いじめ事案への対応に関する主な役割分担

校長	・いじめ事案に対して、全教職員が組織を挙げて取り組む指導体制を確立する。
教頭	・いじめの実態と指導状況の把握に努め、適切な対応について教職員の理解を図る。 ・実践的な職員研修の場を設定し、全教職員の生徒指導の専門的技術を高める。 ・いじめについて校長に報告し、その指導の下、全校体制での取り組みを推進する。 ・PTA や関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。
生徒指導主事 教育相談	・各学年の子どもの状況を把握し、いじめがあった場合はその担任のサポートに努める。 ・生徒指導部会、職員会議などで解決策についてリーダーシップを発揮する。 ・校長、教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決にあたる。 ・学校、家庭、地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を進める。
学級担任	・早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ・自分の学級にもいじめはあり得るとの認識に立ち、子どもたちの日々の生活や言動をきめ細かく観察する。 ・いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、教職員間で情報を共有する。 ・子どもや保護者からの相談や訴えについては、誠意を持って対応する。
養護教諭	・学級担任とは違った立場で子どもたちの心に寄り添いながら、問題の把握に努める。 ・訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室の雰囲気作りに努める。 ・把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で担任や生徒指導主事、教頭、校長に伝える。 ・担任と十分な連絡を取り、家庭との連絡を密にして問題の解決を図る。

１２　重大事態への対処

（１）　重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

○ 児童生徒が自殺を企図した場合

○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

○「相当の期間」の目安は年間３０日

○ 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに小松市教育委員会に報告する。

（２） 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。 また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

（３）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

１３　年間計画

月	取り組み内容
4	児童会目標の設定 あいさつ運動開始　生徒指導だより発行
5	第１回ポプラ交流会（６年） 児童会目標を全校に伝達
6	ともだちアンケート　個別面談（ひだまり週間） いじめ対策アドバイザー訪問・学習会 あらやフェスティバルⅠ
9	生徒指導だより発行
１０	運動会 ともだちアンケート　個別面談（ひだまり週間）
１１	児童会による人権集会に向けた取り組み
１２	人権集会 あらやフェスティバルⅡ
1	ともだちアンケート（必要な児童のみ面談を行う）
通年	代表議会での諸問題についての話し合い 道徳教育の充実（保護者との連携） 児童理解の会（毎月１回）　　あいさつ運動

１４　いじめに関する相談機関

相　談　機　関	電　話　番　号	受　付　時　間
いじめ相談テレフォン	076-298-1699	月～金 9：00～17：00
石川県こころの健康センター	076-238-5761	月～金 8：30～17：15
石川県教育センター教育相談課	076-298-3515	月～金 9：00～17：00
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9：00～17：00
石川県中央児童相談所	076-233-9553	月～金 8：30～17：15
「子どもの人権 110 番」金沢地方法務局	0570-070-110	月～金 8：30～17：15
いじめ 110 番（少年サポートセンター）	0120-617-867	毎日　24 時間
小松市教育センター	0761-21-7958	月～金 9:00～17:00 第 2･第 4 土　9:00～12:00
小松市教育委員会　学校教育課	0761-24-8122	月～金 9：00～17：00
小松こころの電話	0761-24-5556	毎日 13：00～17：00
こどもダイヤル相談	076-264-4152	月～土 9:00～21:00 日　13:00～17:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	金・土　16：00～22：00

１５　いじめ事案が発生した場合の対応の流れ

